

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 株式会社 F L O S F I A 様 様 あて名 〒615-8245 日本国京都府京都市西京区御陵大原1番36号		P C T 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [P C T 規則 43 の 2.1]	
		発送日 (日.月.年)	10.07.2018
出願人又は代理人 の書類記号 P00111P-PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 1 8 / 0 1 3 4 4 4	国際出願日 (日.月.年) 29.03.2018	優先日 (日.月.年) 31.03.2017	
国際特許分類 (I P C) Int.Cl. H01L21/306(2006.01) i, B08B3/02(2006.01) i, H01L21/208(2006.01) i, H01L21/304(2006.01) i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社 F L O S F I A			

1. この見解書は次の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 P C T 規則 43 の 2.1(a) (i) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則 66.1 の 2(b) の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。

見解書を作成した日 26.06.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (I S A / J P) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 正山 旭 電話番号 03-3581-1101 内線 3559	50	9276

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	5-8, 10, 16, 18, 19, 21	有
	請求項	1-4, 9, 11-15, 17, 20, 22	無
進歩性 (IS)	請求項	16	有
	請求項	1-15, 17-22	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-22	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1：JP 2009-10033 A (株式会社デンソー) 2009. 01. 15, 段落【0033】 - 【0034】、【0057】 - 【0064】、【0082】 - 【0087】、図1-3
 文献2：JP 2016-190174 A (株式会社F L O S F I A) 2016. 11. 10, 段落【0036】 - 【0039】、図8
 文献3：JP 2002-299582 A (セイコーエプソン株式会社) 2002. 10. 11, 段落【0020】 - 【0026】

請求項1-4、9、11-15、17、20、22に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性・進歩性を有しない。

文献1には、処理剤(エッチング剤)を含むミストを滞留させ、滞留させているミストに基体(半導体ウエハ1)を含浸させて処理することが記載されており、使用済みのミストを排出する手段(チャンバ排気管17)、処理済みミストの流速付与装置及びガス処理装置(掃気バルブ45まわりによる窒素源を用いた掃気機構)も記載されており、図1の装入・搬出する開口部10aとキャリア受け13の位置から見て、重力方向に基体を送給してから、ミストによる含浸を行っているのは明らかである。

請求項5、6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から進歩性を有しない。

文献1には、基体を搬送する搬送装置、基板を送給する送り装置の明示はないが、装入・搬出する「開口部10a」があることから、基体を搬送・送給はしており、これらの搬送・送給を搬送装置・送給装置で行うことは、よく行われていることである。

請求項7、8、18、19に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び2から進歩性を有しない。

文献1には、基体を加熱するヒータを有すること、及び、処理剤が成膜用原料であることは記載されていないが、文献2には、ミスト処理において、基体を加熱するヒータを用いること、及び、処理剤として成膜用原料を用いることが記載されており、文献1において、文献2に記載の技術を採用することは、当業者にとって容易である。

(以下、補充欄に続く。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 10、21に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び 3 から進歩性を有しない。

文献 1 には、処理剤が化学吸着剤であることは記載されていないが、文献 3 には、ミスト処理において、処理剤として化学吸着剤を用いることが記載されており、文献 1 において、文献 3 に記載の技術を採用することは、当業者にとって容易である。

請求項 16 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性・進歩性を有する。

特に、含浸を基体を搬送しながら行う点は、何れの文献にも開示されていないし、当業者といえども容易に想到し得ないものである。